

確認事項

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「委員会」という。）は、指名候補者を指名することの適否の意見を述べるに当たっては、その理由を付することができるものとする（要綱 2 の「意見」は、適否の意見と理由を含むこと。）。
- 2 簡易裁判所判事の指名の適否については委員会への諮問の対象としないが、簡易裁判所判事選考委員会について、その委員構成等を委員会に近づける方向で、その改革を図るのが適当である。
- 3 最高裁判所は、任官希望者について委員会に諮問する場合、その者に関する資料を委員会に提出するのが適当である。なお、その場合、委員会の審議を実質的なものにするため、最高裁判所がどのような資料を委員会に提出するかについては、委員会の検討と運用に委ねるべきである。
- 4 最高裁判所は、指名過程の透明化を増すために、指名候補者を指名しなかったときは、その者の求めに応じて、その理由を明らかにするのが適当である。この際に、最高裁判所は、委員会の意見も併せて明らかにするのが適当である。
- 5 委員会の委員 11 人の構成は、法曹三者 5 人（裁判官 2 人，検察官 1 人，弁護士 2 人），学識経験者 6 人とするのが適当である。
- 6 最高裁判所は、学識経験者から委員及び地域委員を選任するに当たり、できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるように配慮するのが適当である。

- 7 委員会は、地域委員会に対し、指名候補者の名簿を提供すべきである。
- 8 地域委員会は、委員会に対し、指名候補者についての必要な資料の提供を求めることができるものとする。
- 9 地域委員会は、委員会の求めがない場合にも、指名候補者に関する情報を収集することができるものとする。
- 10 地域委員会は、5人の地域委員で構成する場合は、法曹三者3人（裁判官、検察官、弁護士各1人）、学識経験者2人とするのが適当である。その地域委員数を増加させる場合にも、この構成比を基本とするよう配慮するのが適当である。
- 11 委員会及び地域委員会の活動に関しては、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮すべきである。
- 12 最高裁判所及び各高等裁判所は、委員会及び地域委員会が中立・公正に活動することができるように、庶務の処理に当たって、その指示、処理に関する体制を明確にするなど適切な配慮をするのが適当である。
- 13 選任基準、手続、スケジュール等の明示の方法については、「その他委員会の運営に関し必要な事項」として、委員会において、最高裁判所と調整しながら検討すべきである。
- 14 要綱に掲げる事項は、最高裁判所規則で定めるのが適当である。